

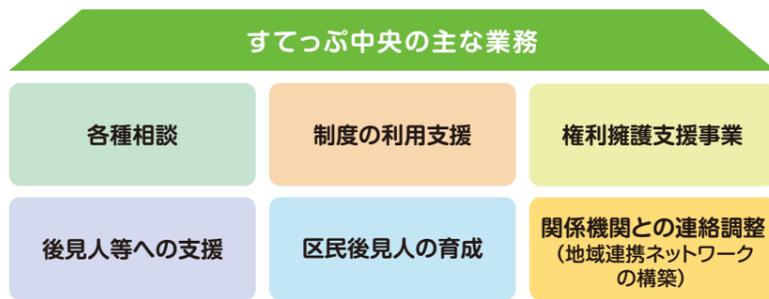
## 成年後見支援センター「すてっぷ中央」

成年後見支援センター「すてっぷ中央」は、中央区と一体となって成年後見制度の利用を促進しています。



Q すてっぷ中央はどんなことをしているの？

A 制度をより多くの人に知っていただくための**広報活動**や、制度に関する**相談の受付**などを行っています。また、**地域連携ネットワーク**を構築し、さまざまな人が関わることで、本人の意向に沿った支援を実現するためのサポートを行っています。



成年後見支援センター「すてっぷ中央」HP

### お問い合わせ・ご相談

「すてっぷ中央」では、成年後見制度利用のための具体的な手続きや、制度に関する疑問などの相談をお受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。

### 社会福祉法人中央区社会福祉協議会 成年後見支援センター 「すてっぷ中央」

所在地 〒104-0032 中央区八丁堀4-1-5

電話 **03-3206-0567**

すてっぷ中央  検索

受付時間 月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時  
(祝日・年末年始除く)



## このような困りごと、心配ごとはありませんか？



医療や福祉サービスの契約を自分ですることが難しい



言われるがまま契約してしまい、キャンセルができない



大きな買い物や、生活のお金の管理が自分では難しい



最近物忘れが激しく、ひとり暮らしのため老後が不安だ

こんな時は！

# 成年後見制度

があります！

成年後見制度はどんな制度？



認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方は、自分の財産を管理したり、福祉サービスを受けるための契約を結んだりすることが難しい場合があります。

そのような方が自分らしく安心して暮らせるよう、後見人等が、本人のために活動し、本人の意思を尊重しながら生活や財産を守るお手伝いをする制度です。



## このような人たちが後見人等に選ばれています

後見人等は、本人にどのような支援が必要かなどの事情に応じて、本人にふさわしい方を家庭裁判所が選びます。



親族  
(親、子、兄弟など)



弁護士、司法書士、  
社会福祉士などの  
専門職



区民後見人等  
(社会貢献型後見人等)



社会福祉法人、  
NPO法人などの法人

## 成年後見人をお願いできること、できないこと



- できる
- 入院、福祉サービス・施設への入所の手続きや契約のお手伝い
  - 施設などへの改善の申し入れ

- できない
- 手術をする、しないを決める
  - 実際に介護をする



- できる
- 定期的な訪問や状況の確認

- できない
- 食事を作る、掃除、日用品の買い物
  - 毎日来てもらったり、話し相手になってもらう



- できる
- 書類の確認、よくわからずにした契約の取り消し



- できる
- 保険料や税金の支払いやお金の出し入れのお手伝い

## 成年後見制度の種類

判断能力が不十分になる前に

### 任意後見制度

将来の判断能力の低下に備え、あらかじめ誰に何を頼みたいか決めておき、公正証書で任意後見契約を締結します。判断能力が低下した場合には、契約の相手が任意後見人として本人を支援します。

判断能力が不十分になってから

### 法定後見制度

すでに判断能力が不十分で支援が必要な方のために、家庭裁判所が後見人等(補助人、保佐人、後見人)を選ぶ制度です。  
※ご本人の判断能力によって補助・保佐・後見の3つの類型が用意されています。

ある

判断能力

ない

### 任意後見制度

#### 任意後見契約

現時点で判断能力がある方

今は十分な判断能力があるが将来に備えて準備をしておきたい

#### 補助

判断能力が不十分な方

基本的には財産の管理は自分でできるが重要な財産管理などを一人でするのが不安

#### 保佐

判断能力が著しく不十分な方

日常の買い物程度は一人できるが、重要な財産管理などはできない

#### 後見

判断能力が全くない方

買い物などの日常生活や財産管理が一人ではできない

## 成年後見制度を利用するには?

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所への申立てが必要です。

※一般的な申立ての流れを示しています。また、状況により、後見人等の活動開始までに要する日数が変わる場合があります。

### 〈法定後見制度の場合〉

1~2か月

- 1 申立て** 本人・配偶者・4親等内の親族・区長など  
必要な書類を用意し、家庭裁判所に提出します。

1~3か月

- 2 調査等**  
家庭裁判所が申立人・後見人等の候補者に事情を聞いたり、本人に意思の確認をします。

### 3 審判

家庭裁判所が後見人等を選任します。

2週間

### 4 後見等事務開始

後見人等が財産の管理などの支援開始します。

### 中央区ではこんな支援をしています

- 区長による申立て  
身寄りがいないなどの理由で親族による申立てができない場合は、中央区長が申立てを行います。
- 後見人等に対する報酬の助成  
後見人に対する報酬を負担することが困難な方で、一定の要件に該当する方を対象に、報酬の助成を行います。